

小規模事業者対策予算を強化

【平成26年度予算 76億円 平成27年度概算要求 175億円(前年度比 2.3倍)】

そのうち、柱となる小規模事業者対策推進事業を大幅拡充し、基本計画の4本柱への対応を図る

【平成26年度 19億円 平成27年度 68億円(前年度比 3.6倍)】

(小規模事業者対策推進事業 概要)

- ・ 商工会・商工会議所の伴走型支援を通じ、需要を見据えた事業計画の策定・実施を推進。また、小規模事業者が、経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援(小規模事業者持続化補助金)。
- ・ 地域の消費を促すため、新たに商工会・商工会議所等が「ふるさと名物応援券」を発行する際に、その一部を支援。
- ・ 地域の特色を活かした特産品開発・販路開拓や観光集客などの取組を支援。

その他の主要な小規模事業者対策予算

1. 需要を見据えた経営の推進

小規模事業者経営改善資金融資事業等【41.0億円(40.0億円)】

- ・ 商工会・商工会議所等の経営指導を受けることで、その上で必要となる資金を無担保・無保証人・低利で融資。

中小企業連携組織対策推進事業【7.1億円(5.6億円)】

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業【5.0億円(7.0億円)】

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

地域課題解決ビジネス普及事業【2.0億円(新規)】

- ・ 介護、保育などの地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する取組を支援。

2. 新陳代謝の促進

創業・第二創業促進補助金【25.0億円(新規)】

- ・ 創業者や、事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者を支援。

中小企業・小規模事業者人材対策事業【20.0億円(新規)】

- ・ 地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握した上で、多様な人材の確保から定着まで一貫した支援等を実施。

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

小規模事業者等人材・支援人材育成事業【5.2億円(4.7億円)】

- ・ 経営指導員が小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行するための研修等を実施。

小規模事業者統合データベース整備事業【2.0億円(新規)】

小規模事業者対策推進事業

平成27年度概算要求額 68.1億円(18.8億円)

【うち優先課題推進枠63.9億円】

中小企業庁 小規模企業振興課

03-3501-2036

中小企業庁 創業・新事業促進課

03-3501-1767

事業の内容

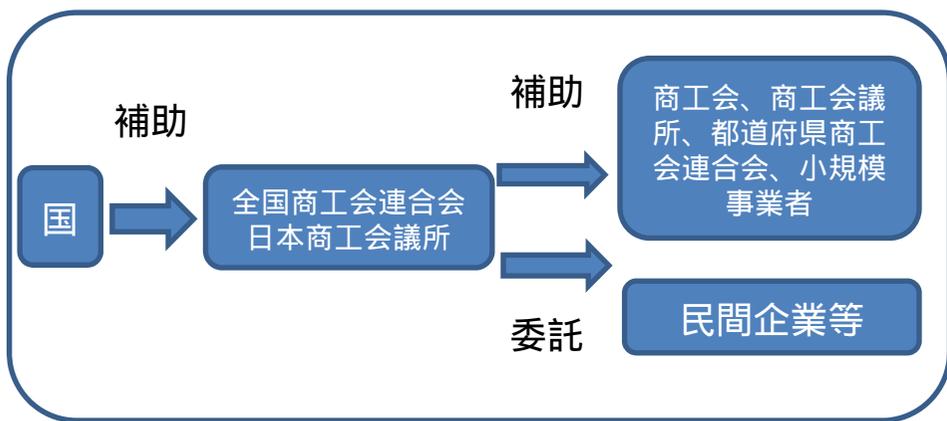
事業の概要・目的

小規模事業者にとって極めて身近な存在で、日々小規模事業者と向き合った経営指導を行っている商工会・商工会議所は小規模事業者の振興において重要な役割を担っています。

本事業は、商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となって取り組む販路開拓や地域資源を活用した地域経済活性化等の取組を支援するものです。

また、改正小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が新たに取り組む「経営発達支援計画」策定に向けた調査等や、認定を受けた「経営発達支援計画」に基づく事業計画の策定・実施支援を推進します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援

商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等の費用や、認定を受けた「経営発達支援計画」に基づく小規模事業者の事業計画の策定・実施支援を推進します。

小規模事業者のビジネスプランに基づく販路開拓推進

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

地域資源を活用した地域経済活性化

地域の消費を促すため、新たに商工会・商工会議所が「ふるさと名物応援券」を発行する際に、その一部を支援します。

地域一体となった事業展開推進

商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。

商工会・商工会議所等の万全な支援体制確保

全国商工会連合会や日本商工会議所が商工会・商工会議所を指導するための人件費や研修開催費等、万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

小規模事業者経営改善資金融資事業

平成27年度概算要求額 40.0億円(40.0億円)

中小企業庁 小規模企業振興課

03-3501-2036

事業の内容

事業の概要・目的

中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。

小規模事業者経営改善資金融資制度(通称:マル経)は、こうした状況にかんがみ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫(国民生活事業)が無担保・無保証人・低利で融資を行うものです。

本予算は、制度の円滑な運営を図るため、本来必要な金利と政策的に引き下げている金利の差分について、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

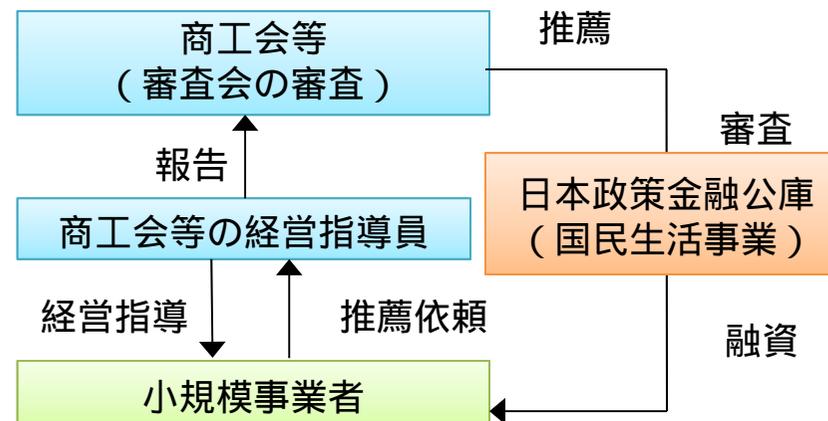


貸付対象者

1. 小規模事業者(従業員20人以下、宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)
2. 最近1年以上、原則同一商工会等の地区内で事業を営んでいること、など。

事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

- 1 貸付限度額: 2,000万円
1,500万円超の融資を受けるには、事業計画を作成する必要等あり。
- 2 貸付金利: 1.45%(平成26年8月1日現在)
金利は毎月変動します。
- 3 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 4 据置期間: 設備資金2年以内、運転資金1年以内
- 5 担保等: 無担保・無保証人
- 6 経営指導: 原則6か月以上の商工会等の経営指導を受けらること。

注: 東日本大震災の被災者に対し、別枠1,000万円(貸付後3年間上記金利より更に0.9%の金利引き下げ)の措置あり。

小規模事業者経営発達支援融資事業

平成27年度概算要求額 1.0億円（新規）

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

事業の概要・目的

経営環境が厳しさを増している中で、小規模事業者が持続的に事業を発展させていくためには、国内外の需要の動向や自らの強みを分析し、新たな需要を獲得するために事業を再構築していく必要があります。

他方、多くの小規模事業者は、情報やノウハウなどの経営資源に制約があることから、単独でこれらの取組を行うことは困難な場合が多いため、地域の経済や産業の実態を把握し、小規模事業者に対する豊富な支援実績のある商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の持続的発展を支援していく必要があります。

このため、小規模事業者支援法を改正し、商工会・商工会議所が小規模事業者の「持続的な発展」を支援する「経営発達支援計画」を策定した場合に、経済産業大臣が認定する仕組みを導入することとしたところです。

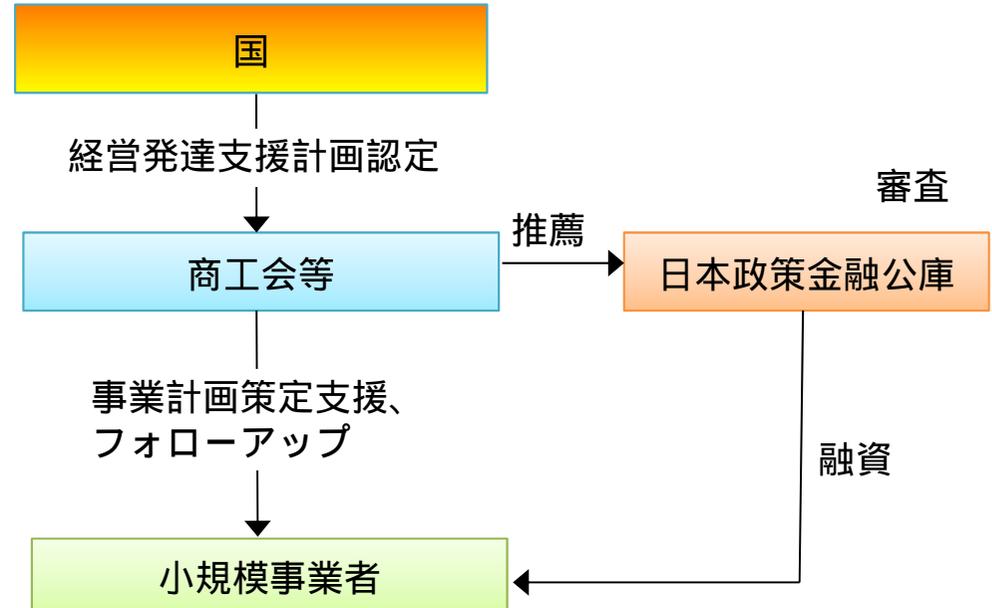
本事業は、認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のためのビジネスプラン策定の助言とフォローアップを受ける小規模事業者に対し、取組に必要な資金を貸し付けるものです。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

- 貸付対象：経営発達支援計画の認定を受けた商工会等から事業計画の策定・実施支援を受け、持続的発展に取り組む一定の地域要件等を満たした小規模事業者
- 貸付限度額：7,200万円（国民）
- 貸付金利：特別利率2
金利は毎月変動します。
- 貸付期間：運転資金8年以内、設備資金20年以内
- 据置期間：設備資金3年以内、運転資金3年以内

中小企業連携組織対策推進事業

平成27年度概算予算額 7.1億円(5.6億円)

中小企業庁 経営支援課

03-3501-1763

事業の内容

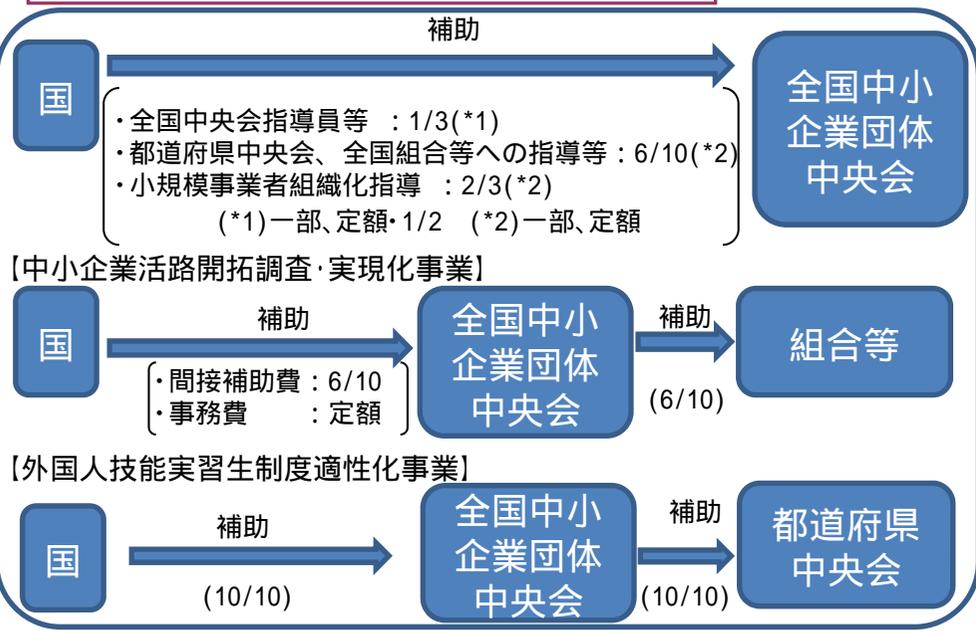
事業の概要・目的

中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等への支援を行います。

具体的には、全国中小企業団体中央会に対し、中小企業・小規模事業者に対する組合設立指導並びに組合に対する運営指導等を行う経費を補助します。

また、効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、事業に係る経費の助成等を行います。(中小企業活路開拓調査・実現化事業)

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

中小企業活路開拓調査・実現化事業取組事例

熊本・防水塗装組合



【規模】組合員数74名

【手法】省エネルギーへの関心が高まる中、戸建て向け遮熱塗料の開発と組合員企業の営業力強化を図り、ゼネコンからの発注に頼らない元受受注体制の確立を目指す。

【成果】太陽熱を反射し、室内の温度抑制・節電対策に有効な塗料の開発に成功。組合ブランド塗料として共同販売。組合が受注した戸建件数は取組前の2年前と比べて38倍となった。

高知・木材加工組合



【規模】組合員数6名

【手法】原木仕入状況、製材加工状況、出荷状況、売上・顧客情報等を管理・共有するWEB製材管理システムを構築。

【成果】組合員企業と密な連携、適切な在庫管理・生産管理、モバイル端末からのリアルタイムでの在庫確認等が可能となり、受注量による価格設定など戦略的な営業展開が可能となり、共同販売事業利益が前年比13%増。

外国人技能実習生制度適性化事業

1. 受入事業を行う組合(監理団体)に対する適正化指導事業
2. 組合間の情報連携の他、各管理団体に対する適性化に向けた講習会等の開催事業
3. 適切な指導を行うためのマニュアル作成事業

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

平成27年度概算要求額 5.0億円(7.0億円)

中小企業庁 取引課

03-3501-1669

事業の内容

事業の概要・目的

新興国企業とのコスト競争などを背景として、親事業者の生産拠点の海外移転等が進み、製造・サービス業の下請事業者の受注が減少する等、下請中小企業・小規模事業者は厳しい状況に直面しています。

こうした中、下請中小企業・小規模事業者が連携グループを構築し、切磋琢磨しつつ能力を高めあい、互いの経営資源を有効活用することで、個社の活動では持ち得なかった企画・提案力やマネジメント力等を獲得し、新たな成長分野に参入している事例があります。

こうした取組を一層推進すべく、やる気と能力のある中小企業・小規模事業者間の有機的な連携促進等、下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組を支援します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

国

補助
(2/3)

下請中小企業・
小規模事業者等

事業イメージ

1. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点が閉鎖された、または閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用を補助します。
(補助上限500万円、補助率2/3)

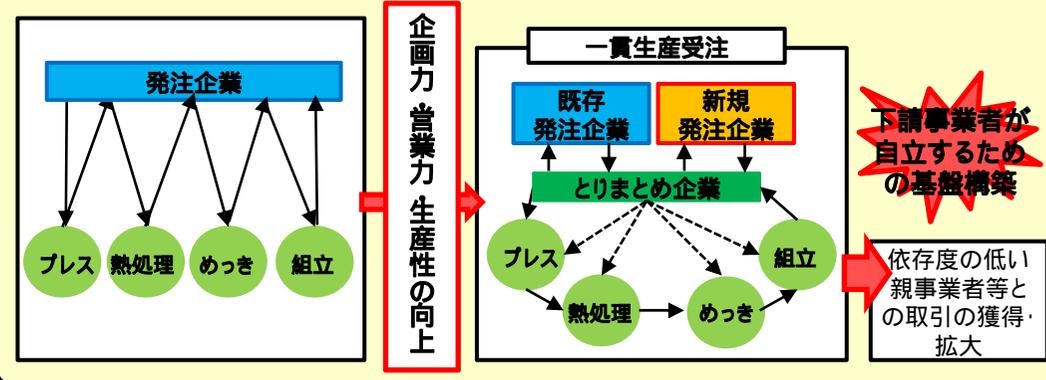
2. 下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等の費用を補助します。(補助上限2,000万円、補助率2/3)

< 下請中小企業自立化基盤構築事業のイメージ >

従来型の取引(のこぎり型受注)

発注企業のニーズに対応した取引



創業・第二創業促進補助金

平成27年度概算要求額 25.0億円（新規）
【うち優先課題推進枠25.0億円】

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業の概要・目的

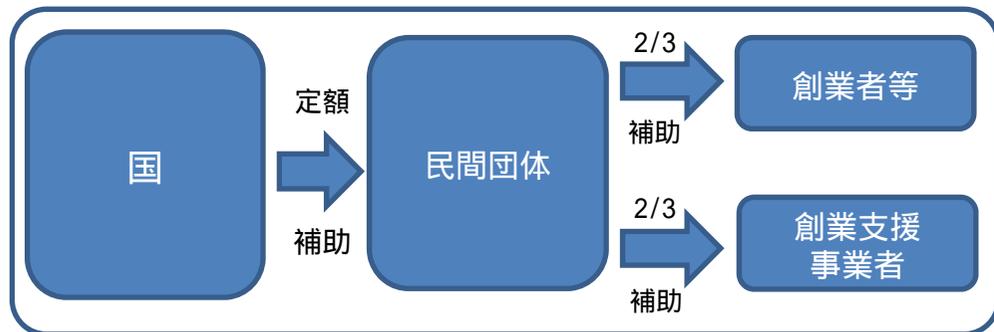
地域活性化には、創業による新たなビジネスや雇用の創造、事業承継等を契機とした第二創業を促進し、経済の新陳代謝を図る必要があります。

そのため、新たに起業チャレンジしたい女性・若者等創業希望者及び創業者、事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して支援を行います。

また、産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画（市区町村が策定）に基づき行う創業者支援の取組に対して、支援を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

創業・第二創業を行う個人、中小企業・小規模事業者
産業競争力強化法に基づく創業支援事業者



事業イメージ

創業者・第二創業者向け補助金（一部拡充）
新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業希望者や創業者に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援します。

（補助上限200万円、補助率2/3）

開業形態は、会社、個人、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人が対象となります。

事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して、人件費や設備費等（廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含む）に要する費用の一部を支援します。

（補助上限1,000万円、補助率2/3）

開業形態は、会社、個人、特定非営利活動法人が対象となります。

創業支援事業者向け補助金（継続）

（補助上限1,000万円、補助率2/3）

産業競争力強化法における創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組（創業者への継続的な経営指導やビジネススキルアップ研修、コワーキング事業など）に対して支援します。

下線部は今年度拡充部分。

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成27年度概算要求額 20.0億円(新規)

【うち優先課題推進枠20.0億円】

経済産業政策局 産業人材政策室 03-3501-2259
製造産業局 参事官室 03-3501-1689
中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

事業の内容

事業の概要・目的

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって人材確保は極めて難しい課題です。加えて、大企業を中心に雇用が拡大する中で、少子高齢化や大都市への人口流出が進む地域の中小企業・小規模事業者の人材確保はますます厳しくなっています。

このため、進学等でいったん地域を離れた若者や、能力がありながら子育て等で退職している主婦、豊かな経験や知見を有するシニア人材等の多様な人材の活用を進めることが必要です。

本事業では、中小企業・小規模事業者のニーズを把握した上で、大学、大企業、地域の金融機関等と連携して、多様な人材から最適な者を発掘し、人材確保から定着まで一貫した支援を実施します。また、地域の中小企業・小規模事業者が集まり、単独では実施できない人材育成を共同で進めることを支援します。

また、ものづくりの現場等で技術・技能を支える人材を確保するため、中核となる人材を育成するための研修等の費用を補助するとともに、生産性向上に資する指導者育成の研修と製造現場等への指導者派遣を支援します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

1. 地域人材バンク(仮称)整備等事業

(1) 地域人材バンク拠点(仮称)の整備<委託>

地域の中小企業・小規模事業者が必要とする多様な人材を都市部で発掘、育成し、地域の事業者とのマッチングを行う地域人材バンク拠点(仮称)を整備します(全国数箇所)。また、地域中小企業・小規模事業者とのマッチングを担う者の育成や能力強化を行います。

(2) 地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援<補助・定額>

地域の事業者のニーズを把握して、若者、女性、シニア等多様な人材から最適な者の発掘・紹介、採用後のフォローアップ等を支援するとともに、関係機関と連携して各種人材の特性を踏まえた受入体制の整備等を支援することにより、地域中小企業・小規模事業者の人材確保から定着まで一貫支援します。

2. 地域企業人材共同育成<委託>

地域人材育成コーディネーターを中心に「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修等の実証を行うことで、地域の企業における人材育成を促進します。

3. カイゼン指導者等の中核人材育成<補助・定額又は補助率2/3>

カイゼン活動の指導者を育成するための研修を実施して製造現場等に派遣するとともに、ものづくりの現場で働く中核人材に対して講習等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成を支援します。

地域課題解決ビジネス普及事業

平成27年度概算要求額 2.0億円(新規)

【うち優先課題推進枠2.0億円】

中小企業庁 企画課・金融課

03-3501-1765

事業の内容

事業の概要・目的

少子高齢化・人口減少と自治体の財政難に伴い、地域経済が縮小し担い手も減少する中、介護、保育、教育といった分野を中心に、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する中小企業やNPO法人等が現れ、地域の新たな需要・雇用を創出し、地域の活性化に貢献しています。

こうした事業者が行うビジネスモデルは、利益ではなく課題の解決を優先としているため、通常のビジネスと事業性が異なり、その事業性の評価手法、支援ノウハウ、関係者の連携体制は十分確立されていません。

このため、こうした事業者の取組を支援し、地域の新たな需要・雇用の創出による地域の活性化を促進していくため、必要な環境整備を図るものとします。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 地域課題解決ビジネス評価手法等普及啓発事業

地域の課題をビジネスの手法により解決するビジネスモデルは、通常のビジネスと異なり先進的な取組であることから、一部の金融機関・支援機関にしか十分な知見が蓄積されておらず、融資や支援が得られにくい状況です。そのため、ビジネスモデルの評価手法及び融資・支援のガイドラインを有識者等を集め作成し、金融機関や支援機関に普及を図ります。

作成した評価手法及びガイドラインの普及啓発を図るため、フォーラムを全国9ブロックで開催します。それに合わせ、専門的な中間支援組織(プロボノ・ファンドレイザー・ネットワーク構築支援等)が一同に会する場を設け、金融機関・中間支援組織・事業者の連携を促す機会を提供します。

(2) 地域課題解決ビジネス担い手創出事業

成功モデルを他地域に展開するため、全国9ブロックにおける成功モデルの普及講座(中間支援組織の活用講座を含む)を実施します。

中間支援組織が、講座受講者の中から創業の希望者又は事業化を希望する事業者と、ビジネスモデルを提供したい事業者を募りマッチングを実施します。また、マッチングの結果、起業家に対しビジネスモデルをハンズオン提供する事業者を支援し、ビジネスモデルを展開するノウハウの蓄積と指導者の育成を図ります。

小規模事業者等人材・支援人材育成事業

平成27年度概算要求額 5.2億円(4.7億円)

中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
商務情報政策局サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容

事業の概要・目的

小規模事業者等は、国内需要の減少や大企業等の取引先の海外移転など、国内の取引構造の変化に伴って厳しい経営環境におかれています。

特に、小規模事業者はその規模の小ささ故に、資金や人材、経営のノウハウなどの経営資源に制約があること等により、経営環境の変化についていけず、企業数、雇用者数ともに減少傾向にあります。さらに、中小企業・個人経営比率が高いサービス産業の生産性の低さが問題となっています。

こうした中、小規模サービス業等の活性化を担う人材の育成や、小規模事業者や支援人材(商工会議所・商工会)の育成を通じて、小規模事業者の活性化を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

小規模事業者等人材育成事業(中小サービス業中核人材の育成支援事業)

民間団体等が、次世代の経営人材を育成したい中小サービス事業者や地域のサービス産業活性化を担う人材を、優れた取組を行う企業(異業種も含む)や成功地域とマッチングし、インターンシップを組成します。このインターンシップにより、研修者に実体験を通じた理解を促します。こうしたマッチングやインターンシップにかかる費用を補助します。

<研修内容のイメージ>

次世代経営人材育成

地域コーディネーター人材

マッチング→座学研修→現地研修→成果報告

小規模事業者支援人材等育成事業(経営指導員研修)

小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにし、また記帳指導員の会計指導能力向上のため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供を行います。

<研修内容のイメージ>

個者支援型研修: 経営指導員等の心構えや知識等に加え小規模事業者の持続的発展やライフサイクル全般の支援スキルを修得する。

地域支援型研修: 経営指導員等の心構えや知識等に加え地域全体を活性化させる仕組み作りのスキルを修得する。

見習研修: 若手経営指導員等を対象に先進的な支援機関で修行することで、将来商工会・商工会議所の中核となる人材を育成する。

小規模事業者統合データベース整備事業

平成27年度概算要求額 2.0億円（新規）

中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

事業の内容

事業の概要・目的

小規模企業振興基本法をより実効性のあるものとするためには、施策を小規模事業者にきめ細かく届けていくことが最重要課題です。

そのため、個別の小規模事業者の経営課題にきめ細かく応じ、幅広い支援情報の提供を行える支援体制の整備を行ってまいります。

具体的には、中小企業基盤整備機構に整備した統合データベースに、支援機関等が保有する情報を統合し、その分析を通じて、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援情報の提供を行うための体制を整備してまいります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- (1) 中小企業基盤整備機構がシステムを運営します。
- (2) 商工会等の支援機関は経営指導員等が経営指導等で得られた情報を同システムに統合します。
- (3) 中小機構は集まった情報を分析して、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援機関等に対する情報提供を実施します。

< 統合データベースで集める情報と利用目的のイメージ >

	入力する情報	共有の範囲	利用目的
基礎情報	企業名、代表者名、所在地、連絡先	支援機関全体で共有	顧客の把握
企業情報	資本金、従業員数、業種、業態	公的支援機関で共有	関連する支援情報の提供 補助金等の申請書類の簡素化 企業間取引等での実在証明
経営情報	売上高、経常利益、主力商品、主要取引先、保有資格	商工会等が必要に応じて共有	地区内外のネットワーク分析 企業や地区の強みの抽出 経営資源のマッチング支援